

第2章

犯罪被害者等のための 具体的施策と進捗状況

第1節 損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等

○ 主な取組

- ・日本司法支援センターによる支援(法務省)
日本司法支援センター(通称「法テラス」)においては、犯罪被害者支援の経験や理解があるとして弁護士会から推薦を受けている弁護士を、個々の状況に応じて紹介しており、平成28年4月現在、3,441人の弁護士を紹介用名簿に登載している。27年度中

の紹介件数は1,603件であった。

また、犯罪被害者支援に携わる弁護士によるサービスの質の向上を目指し、弁護士会や犯罪被害者支援団体との連携・協力の下、上記紹介用名簿に登載した弁護士等を対象とした犯罪被害者支援のための研修を共催している。

2 給付金の支給に係る制度の充実等

○ 主な取組

- ・カウンセリング等心理療法の費用の公費負担についての検討(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、文部科学省)

有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省からなる「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」は、平成25年1月、最終取りまとめにおいて、警察内部有資格者等によって提供されるカウンセリング等、既存の公的機関・制度において提供されている心理的支援について、これらを実施する人材の育成等が図られ、犯罪被害者がその地域を問わず一層充実した心理療法・カウンセリングが受けられるようになるための措置が執られるべきであるとの提言を行った。

また、検討会は、公費負担制度の対象として相当と認められる範囲を、心理療法・カウンセリングの実施の必要性を判断する

者、その類型及び実施者等の観点から、明らかにするための研究会を設置し、その研究に基づき、公費負担制度が導入されることを期待するとの提言を行った。

同提言内容は、同年3月に開催された推進会議に報告され、同会議において、これに従った施策の実施の推進が決定された。

これを受けて、警察庁では、26年3月から、6人の有識者による「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」を開催し、27年4月に「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」を取りまとめた。

同報告書を踏まえ、警察庁においては、都道府県警察に対し、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導している。また、警察庁及び都道府県警察においては、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図るとともに、同制度の周知に努めている。

コラム 2

振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金事業の見直し

1. 振り込め詐欺救済法とは

振り込め詐欺救済法においては、振り込め詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座（犯罪利用口座）に一定の残高がある場合、これを金融機関から被害者に返金することによって被害の回復を図ることとされている。

他方、こうした救済に向けた努力にもかかわらず、被害者からの返金申請がなかった場合等、返金しきれずに残金が発生する場合がある。振り込め詐欺救済法上、金融機関は、この金銭を預金保険機構に納付することとされており（以下「預保納付金」という。）、預金保険機構は、この預保納付金を犯罪被害者等の支援の充実のために支出することとされている。

2. 預保納付金事業とは

預保納付金の具体的な用途については、①犯罪被害者等の子供に対する貸与制の奨学金事業と、②犯罪被害者等支援団体に対する助成事業に支出されることとされており、この預保納付金事業については、平成25年度より実施されている。

3. 預保納付金事業の見直しについて

預保納付金事業については、第3次基本計画の策定に向けた議論等を通じて、その見直しを求める意見が寄せられていた。このような状況を踏まえ、振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチームが設置され、同プロジェクトチームにおいて、預保納付金の取扱い等について、これまでの運用状況等を検証し、犯罪被害者等の支援の充実に向けた方策が議論され、28年3月には報告書が取りまとめられた。

4. 見直しの主な内容について

見直しの主な内容は以下のとおり。

- (1) 奨学金事業
奨学金事業を貸与制から給付制に移行する。
- (2) 団体助成事業
団体助成事業において、従来、原則として人件費は助成対象とはしていなかったが、相談員の育成費（雇用経費）を助成対象に追加する。

3 居住の安定

○ 主な取組

- ・被害直後及び中期的な居住場所の確保（厚生労働省、警察庁）

児童相談所においては、必要があると認めるとき、児童の一時保護（委託を含む。）を実施している。厚生労働省においては、「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）に基づき、虐待を受けた子供と非行児童との混合処遇等を改善するべく、次世代育成支援対策施設整備交付金の

活用を含め、児童相談所の一時保護所の環境改善を推進している。

警察庁においては、19年度から、自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に、一時的に避難するための宿泊場所を公費により提供し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

コラム
3

犯罪被害者等施策に関する条例の制定

茅ヶ崎市では、平成27年11月、茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例が施行されました。

市では、犯罪被害者等の声や先進自治体で制定されている条例を参考にしながら、市の実情に応じた内容となるよう検討を重ね、条例を制定しました。また、これに基づき、見舞金、転居及び家賃支援金並びに子供の一時預かり支援金の支給、家事介護ヘルパーの派遣等の具体的支援策を定めました。支援の厚みが増すように国や県と重ならない支援策としたことや、国外でも被害も一部対象にしたこと、性犯罪被害に特化した見舞金を設けたこと、日常生活支援を盛り込んだこと等が主な特徴です。

被害に遭った方が的確に支援を受けられるよう、警察等関係機関との連携強化を図るとともに、犯罪被害者支援について身近に感じていただけるような広報等で周知啓発を行い、地域全体で犯罪被害者支援を行う茅ヶ崎市を目指していきます。

リーフレット



提供：茅ヶ崎市

4 雇用の安定

○ 主な取組

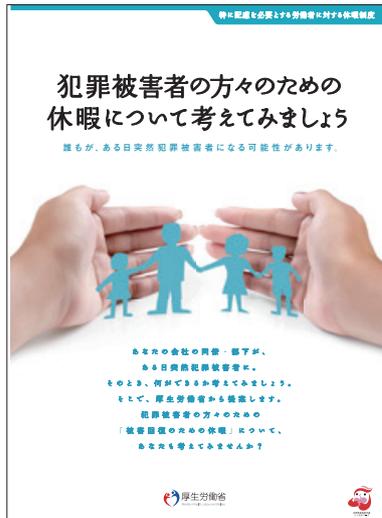
- ・被害回復のための休暇制度の周知・啓発(厚生労働省)

犯罪等の被害に遭った労働者は、治療や裁判への出廷のために仕事を休まなければならないこともあるが、被害を回復するための休暇制度については、いまだ十分な認知がなされていない状況にある。そこで、厚生労働省においては、企業や労働者に対し、同制度についての周知・啓発を図るた

め、リーフレット等を作成し、関係行政機関や経済団体、労働団体等に送付するとともに、セミナーを開催している。

なお、平成27年度、同制度の導入につきアンケートを実施したところ、企業、労働者とも9割以上が、同制度を導入すべきという意見があることを知らないという状況であった。28年度においても、引き続き周知・啓発を行うこととしている。

被害回復のための休暇制度のパフレット



提供：厚生労働省

第2節 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

○ 主な取組

・警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実（警察庁）

警察においては、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携等により、犯罪被害者等の精神的被害を軽減するための相談・カウンセリング体制を整備している。現在、都道府県警察においては、部外の精神科医、臨床心理士等に対し、犯罪被害者等へのカウンセリングや職員のカウンセリング技術向上を図るためのアドバイザー業務の委嘱を行っている。被害少年に対しては、少年補導職員等の専門職員が、部外専門家等から助言を得つつ、カウンセリングを実施している。また、警察庁

では、平成24年度からカウンセリング指導係を設置し、犯罪被害者等へのカウンセリング経験が豊富で臨床心理士の資格を有する係員を配置して、全国警察に対するカウンセリングの指導を実施している。

・少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等（文部科学省）

文部科学省においては、児童虐待等の問題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉の専門的な知識・技術を用いて児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーを各地域の実情に応じて学校等の教育機関に配置する地方自治体の取組やスクールソーシャルワーカーの資質向上に関する研修の実施等に対して補助を行っている。

2 安全の確保

○ 主な取組

- ・加害者に関する情報提供の拡充（警察庁、法務省）

警察においては、「再被害防止要綱」（平成19年6月11日付け警察庁刑事局長等通達）に基づき、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者に指定し、再被害防止のための関連情報の収集、関連情報の教示・連絡体制の確立と要望の把握、自主警戒指導、警察による警戒措置、加害者への警告等の再被害防止措置を実施している。

これらの再被害防止措置の実施に当たっては、関係機関が密接に連携しており、法務省においては、犯罪被害者等が加害者との接触回避等の措置を講じることにより再被害を避けることができるよう、出所情報通知制度を実施し、警察から再被害防止措置上必要とする受刑者の釈放等に関する情報の通報要請があった場合、通報を行うの

が相当であると認められるときは、受刑者の釈放等に関する情報（自由刑の執行終了による釈放予定と予定年月日・帰住予定地、仮釈放による釈放予定と予定年月日・指定帰住地等）を通報している。

図表 犯罪被害者等に対する出所情報通知状況

	通知希望者数	通知者数
平成14年	264	125
平成15年	344	250
平成16年	622	440
平成17年	787	559
平成18年	1,135	779
平成19年	1,080	782
平成20年	855	663
平成21年	371	487
平成22年	391	490
平成23年	298	395
平成24年	300	361
平成25年	423	398
平成26年	414	338
平成27年	450	388
合計	7,734	6,455

提供：法務省

コラム 4

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価

平成26年6月、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律が一部改正され、法律名が児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「改正児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）に変更されるとともに、改正児童買春・児童ポルノ禁止法第16条の2第1項において、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、推進会議で検証・評価を行うことが定められた。

ここでは、28年3月に推進会議で決定された検証・評価（対象期間は、改正児童買春・児童ポルノ禁止法が施行された26年7月15日から27年末までの間）について、その概要を紹介する。

1 被害児童に対する保護活動

児童買春・児童ポルノ事犯は、被害を他人に知られたくないとの被害児童の意識等から、被害が潜在化するおそれがあることを踏まえ、インターネット等を通じて匿名でもその相談を受け付けるなど、被害児童が相談しやすい環境の整備のための取組が行われている。

一方で、被害児童に自らが被害者であるとの認識が乏しい場合もあることから、児童買春や児童ポルノは犯罪であるということを児童に啓発することで、被害の潜在化を防ぐことが必要である。

また、被害に遭ったことをどこに相談すればいいのかわからないという事態が生じないように、平素から児童等に相談窓口を周知するなど、被害児童が早期に適切な保護施策につながるよう措置を講じることが重要である。

2 被害児童保護を行う者の資質の向上

児童相談所職員を始め、スクールカウンセラー、教職員等被害児童と直接接する機会を有する者が、被害児童に対して適切に対応できるよう、研修等を通じて、その資質向上を図っていく必要がある。

3 被害児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化

被害児童の負担軽減等のため、被害児童からの聴取に当たり、検察、警察、児童相談所等の各関係機関が連携協力の取組を進めていることは評価できる。

また、関係機関の間で、適切な役割分担の下、連携協力体制が構築されているが、特に、児童が1日のうち、多くの時間を過ごす学校と他の関係機関・団体との間の連携協力を今後より一層強化していく必要がある。

4 被害児童保護に関する調査研究の推進

効果的で適切な保護施策を推進できるよう、児童が被害に遭う背景や被害児童の心理特性に関する調査研究の実施について検討する必要がある。

5 総括

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策が、多方面にわたり行われていることは評価できるが、児童買春・児童ポルノ事犯は、様々な要因により被害が潜在化しやすいことから、引き続き、保護活動の充実、被害児童の保護を行う者の資質向上、関係機関の連携強化等を図っていく必要がある。

なお、犯罪被害者等施策にとどまらない事項ではあるが、児童がSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネット上の新たなコミュニケーションツールの利用をきっかけに被害に遭うケースが多いことから、今後、児童及び保護者のインターネット・リテラシーの向上等の予防啓発や教育・学習の充実を期待する。

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

○ 主な取組

・ビデオリンク等の措置の適切な運用（法務省）

法務省においては、刑事訴訟に関して、犯罪被害者等の意見をより適切に裁判に反映させるための犯罪被害者等の意見陳述の制度や、証人の証言時の負担・不安を軽減するためのビデオリンク等の制度の運用について、適切な対応が行われるよう、会議や研修等の様々な機会を通じて、検察の現場への周知徹底を図るとともに、施策の実

施状況の把握に努めている。また、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」にもこれらの制度の情報を掲載している。

平成27年中に、証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の延べ数は141人、証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の延べ数は1,563人、ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の延べ数は290人であった。

図表 証人の保護等の状況

年次	証人の保護等		
	付添い	遮へい	ビデオリンク
平成23年	136	1,317	242
平成24年	121	1,757	288
平成25年	116	1,792	278
平成26年	112	1,661	299
平成27年	141	1,563	290

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
- 2 いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における証人の数（延べ人員）である。

提供：法務省

第3節 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備

○ 主な取組

- ・ 刑事の手続等に関する情報提供の充実（法務省）

法務省においては、被害者参加制度や少年審判の傍聴制度等、犯罪被害者保護・支援のための諸制度について分かりやすく解説した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、検察庁において犯罪被害者等から事情聴取をする際に手渡すなどしているほか、各種イベントで配布するなどしている。また、同パンフレットは、法務省及び検察庁ウェブサイトへも掲載している。

法務省作成の犯罪被害者等向けパンフレット



提供：法務省

第4節 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等

○ 主な取組

- ・地方公共団体における総合的対応窓口の設置の促進等（内閣府）

内閣府においては、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、犯罪被害者等からの問合せ・相談があった場合に総合的な対応を行う窓口（以下「総合的対応窓口」という。）の設置を要請しており、都道府県・政令指定都市については、平成23年度以降、全地域において、総合的対応窓口が設置されている。

また、市区町村における犯罪被害者等施

策担当窓口となる部局（以下「施策主管課」という。）の確定状況等について確認し、犯罪被害者白書に掲載するとともに、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等の機会を通じ、市区町村における施策主管課の確定及び総合的対応窓口の設置を促進するよう要請した。

28年4月現在、全国1,721市区町村（政令指定都市を除き、東京23区を含む。）中、全ての市区町村において施策主管課が確定され、1,664市区町村（約97%）において総合的対応窓口が設置されている。

コラム

6

公共交通事故被害者支援室の活動

国土交通省においては、航空、鉄道等公共交通における事故による被害者等への支援の確保を図るため、平成24年4月から、公共交通事故被害者支援室を開設している。

これは、「公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会のまとめ」（23年6月）を受けたもので、被害者等に寄り添うことを基本とし、

- 1 万が一、公共交通における事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能
- 2 被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネート機能

等を担うことを目的としている。

被害者等と直接向き合う業務を遂行するため、関係機関等の協力を得ながら、被害者支援に関する基本的な知識や心構えの習得を行うなど、同室の機能を充実させている。

28年4月現在の支援室の体制は、公共交通事故被害者支援室長の下、61名が公共交通事故被害者支援室員（支援員）として併任し、支援室の業務に従事している。

引き続き、関係者からの助言を得ながら、外部関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者による被害者支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていくこととする。

2 民間の団体に対する援助

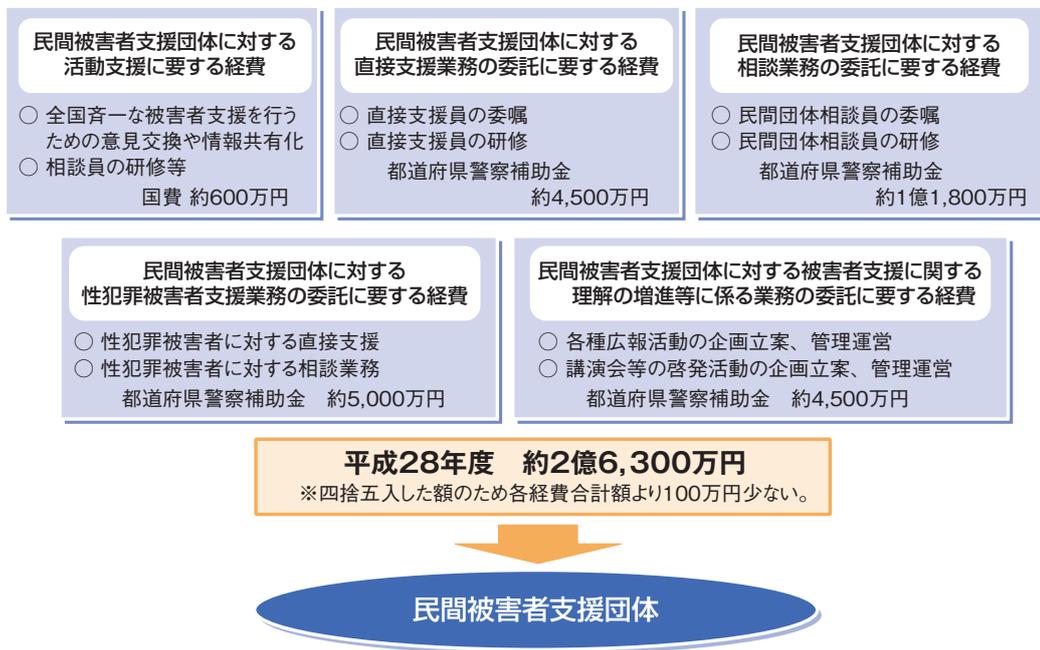
○ 主な取組

・ 民間の団体への支援の充実（警察庁）

警察においては、民間被害者支援団体が実施する研修への講師派遣等の支援に努めているほか、活動支援に要する経費並びに直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者の

早期回復に資する直接支援業務及び被害者支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、民間被害者支援団体に対する財政的援助の充実に努めている。

図表 国による民間被害者支援団体に対する財政援助



コラム
7

地域における犯罪被害者支援体制の整備促進事業

内閣府では、都道府県・政令指定都市と共催で、地域における犯罪被害者支援体制の整備促進事業を行っています。平成27年度は、宮城県、大阪府、和歌山県、沖縄県、横浜市、名古屋市及び大阪市において、地方公共団体の職員や犯罪被害者等の支援に携わる方々向けの研修会やシンポジウムを開催しました。

27年度中に開催した4府県3市のうち、沖縄県と横浜市の事業について紹介します。

【沖縄県】

沖縄県では、毎年、市町村の総合的対応窓口担当者等を対象に、犯罪被害者等相談業務に必要な基礎知識の習得等を目的とした研修を行っています。

27年度は、離島の市町村職員等を対象とした研修を、沖縄本島、宮古島及び石垣島で開催しました。研修では、精神科医の稲田隆司氏による犯罪被害者等への対応方法及び基本的な留意事項等についての講演のほか、関係機関の各担当者から説明を受け、様々な機関による犯罪被害者等施策について学びました。出席者からは、「被害者の抱える心理状況について、理解を深めることができた。」等の感想が寄せられ、離島市町村職員の犯罪被害者等施策への理解と連携が深まりました。



研修会の様子

【横浜市】

横浜市では、犯罪被害者等が必要な支援を途切れることなく受けられるようになるための連携を「見える化」することを目的に、関係機関合同会議（研修会）や仮想事例を用いた事例検討会を実施しました。27年7月から12月までの間の数回にわたる会議や検討会には、多機関連携に関するスーパーバイザーとして帝京平成大学の太塚淳子氏、また、助言者として被害者御家族、御遺族及び被害者支援に携わる民間団体に御協力をいただきました。加えて、犯罪被害者支援に関わる主たる機関・団体のほか、横浜市内の3区の福祉保健センター（福祉保健課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課、生活支援課及び保険年金課）等の職員の方々にも、多数御参加いただくことができました。

本事業を実施した結果、各機関の役割について相互理解を進めることができ、犯罪被害者等を支援の中心に置くことの大切さを改めて認識することができました。

また、事例検討会を通して、犯罪被害者等の生活上のニーズを把握することの大切さ、時間の経過により、そのニーズが変化していくこと、途切れない支援のためには多機関にまたがる支援をコーディネートする役割が重要であることを共有できたことは、今後の連携支援を進めていく上での大きな成果となりました。



第1回関係機関合同会議



第2回事例検討会

コラム
8

全国被害者支援ネットワークによる支援体制の整備

全国被害者支援ネットワークは、各地域の民間被害者支援団体が加盟する特定非営利活動法人です。同ネットワークは、平成10年に8団体をもって設立されました。その後、加盟団体は年々増加し、21年には全都道府県の民間被害者支援団体が加盟するに至りました。

現在は、全国48の加盟団体とともに、犯罪被害者とその家族・遺族がいつでもどこでも必要な支援を受けられ、その尊厳や権利が守られる社会の実現を目指して活動しています。

27年6月には、加盟団体である徳島被害者支援センターが犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けました。これによって全都道府県で犯罪被害者等早期援助団体が整備され、警察等の関係機関と連携しつつ、被害直後から犯罪被害者等を支援する活動を行っています。

また、全国被害者支援ネットワークでは、犯罪被害者等の方々が置かれた状況や、その人権を守るための支援の必要性を広く世の中に訴え、支援の輪を広げる広報啓発活動にも取り組んでおり、そのうちの一つに、「全国犯罪被害者支援フォーラム」の開催があります。

このフォーラムは、毎年秋に、関係機関と共催で開催しており、27年度で20回目となりました。

27年度のフォーラムには、秋篠宮同妃両殿下が御臨席になり、「交通犯罪被害のない社会をめざして」をテーマとした講演等が行われました。

全国犯罪被害者支援フォーラム



提供：全国被害者支援ネットワーク

今後も、全国被害者支援ネットワークでは、全国の加盟団体とともに、支援活動の質・量を高め、犯罪被害者等が、全国どこにおいても、いつでも、求める支援を受けられる社会の実現に寄与していくこととしています。

第5節 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進

○ 主な取組

- ・ 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施（内閣府、法務省、厚生労働省）

内閣府においては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（毎年11月12日から同月25日）中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等の女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

また、春（平成27年は5月11日から同月20日）と秋（同年9月21日から同月30日）の「全国交通安全運動」において、子供と高齢者の交通事故防止を基本として、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴えた。

法務省においては、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、人権週間（毎年12月4日から同月10日）を始めとする様々な機会に、犯罪被害者等の人権や犯罪被害者支援をテーマとした講演会等の開催、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。

厚生労働省においては、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図るため、16年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。27年度においては、「『もしかして』

あなたが救う 小さな手」を月間標語として決定し、子どもの虐待防止推進全国フォーラムの神奈川県横浜市での開催（同月8日）、広報用ポスター・リーフレット

及び児童相談所全国共通ダイヤル紹介しおりの作成・配布並びに政府広報を通じ、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。

全国交通安全運動のポスター



提供：内閣府

児童虐待防止推進月間のポスター



提供：厚生労働省

コラム
10

犯罪被害者週間の実施

内閣府においては、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）における集中的な広報啓発事業を実施してきました。

10回目となる平成27年度は、中央イベントとして、12月1日に東京で、また、地方行事として、京都府（11月14日）、広島県（同月28日）でそれぞれの地方公共団体と共催でイベントを開催しました。



中央イベントの様子

また、内閣府では19年度から、犯罪被害者週間に合わせて、犯罪被害者等に関する標語を募集してきました。27年度は、応募作品5,123点の中から、大阪府の池永一広さんの「思いやり あなたと 地域と 社会から」が最優秀作品として選ばれ、中央イベントで表彰されました。この最優秀作品を用いた犯罪被害者週間のポスター等を全国の地方公共団体に送付して、広報啓発事業に利用していただくとともに、駅構内や関係諸機関、図書館で掲示していただきました。



犯罪被害者週間ポスター

そのほか、犯罪被害者週間を中心に全都道府県において講演会又はパネル展示等様々な広報啓発活動が展開され、各地方公共団体が独自に実施した広報啓発事業についての情報を内閣府犯罪被害者等施策ウェブサイトやフェイスブックで広報しました。

犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」